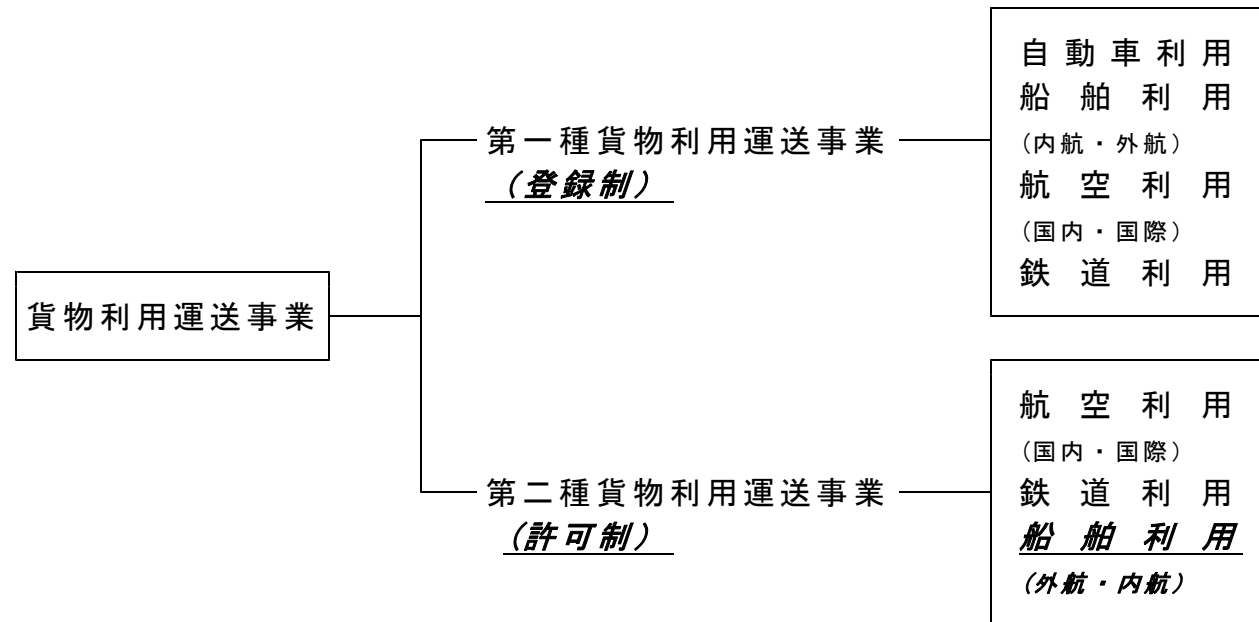


貨物利用運送事業の区分



・貨物利用運送事業：自らが鉄道、船舶、航空機等の輸送手段を保有せず他の運送事業者の行う運送を利用して、貨物の運送をする事業です。貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と運送委託契約を結び貨物の運送を委託し、他方、荷主との間では運送契約を結び、荷主に対して運送責任を負うこととなります。

・第二種貨物利用運送事業：
 ・鉄道運送、航空運送又は海上運送とトラックによる集配を一貫して行うものです。外航運送に係る第二種貨物利用運送事業の場合、日本国内の発地の貨物をトラックで集荷し、外航海運を利用した海上輸送で幹線輸送を行い、着地においての配達まで (door to door) が許可の対象となりますが、港湾運送事業については、本法の適用外のため、第二種貨物利用運送事業許可の対象となりません。
 ・平成15年4月1日より第二種貨物利用運送事業許可に海運（外航海運、内航海運）が新たに加わりました。

・第一種貨物利用運送事業：第二種貨物利用運送事業以外のものをいい、船舶・貨物自動車・航空・鉄道の貨物利用運送事業です。外航運送に係る第一種貨物利用運送事業の場合、Port to Portの輸送のみであり、港湾運送事業及び日本国内・外国における陸上運送部分は、登録の対象となりません。

・平成15年4月1日より、規制緩和に伴い、第一種貨物利用運送事業は許可制から登録制になり、申請しやすくなりました。

(注意点)

1. 国際運送に係る貨物利用運送事業について、本法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業のみが対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法の規制の対象となりません。(輸入及び三国間における貨物利用運送事業を行う場合には、本法による登録又は許可が不要です。)
2. 貨物運送扱事業法で登録が義務付けられていた「運送取次事業」につきましては、平成15年4月1日より登録制度が廃止となり、無規制となりました。
3. 貨物運送取扱事業法(旧法)により第一種利用運送事業許可を取得していた事業者の皆様は、そのまま第一種貨物利用運送事業の登録に引き継がれます。今後、事業計画を変更する際には、「変更登録」の手続きを行ってください。

運送機関別処分権限者・提出先・必要部数一覧表

運送機関の種類	事業の種別	権限者	提出先	必要部数
外航海運	利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配) (地方運輸局長経由可)	1 地方運輸局長を経由するとき、地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
	外国人利用	国土交通大臣	国土交通大臣	1
内航海運	利用	国土交通大臣 地方運輸局長	地方運輸局長 (運輸支局、海事事務所があるときは運輸支局長、海事事務所長経由)	1 国土交通大臣権限のときは2部(1部副本) 地方運輸局権限のときは1部 地方局長権限で運輸支局等を経由するときは2部(1部副本)
航空	利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配) (地方運輸局長経由可)	1 地方運輸局を経由するとき、地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
	外国人利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配)	1 地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
自動車	利用	地方運輸局長	陸運支局長	2 (1部副本)

1) 外航運送に係る第二種貨物利用運送事業事業計画変更認可申請

(外航運送の追加)

既に外航運送以外（内航運送、鉄道運送、国内航空運送、国際航空運送）の第二種貨物利用運送事業許可を受けている事業者で外航運送に係る第二種貨物利用運送事業を新たに行おうとする場合は、貨物利用運送事業法に基づき、国土交通大臣より「事業計画変更認可」を受ける必要があります。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あて提出して下さい。

(1) 第二種貨物利用運送事業事業計画変更認可申請（外航運送の追加）

貨物利用運送事業法

第21条（許可の申請）

第1項 第二種貨物利用運送事業の許可を受けようとするものは次の書類を提出する

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
第2号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

第3号 貨物の集配体制の拠点、貨物の集配体制その他国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

第2項 前項の申請書には、事業の施設その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第25条

第1項 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第3項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第2項 第23条の規定は、前項の認可について準用する。

第3項 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

第18条（事業計画）

第1項 法第21条第1項第2号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第1号 利用運送機関の種類

第2号 利用運送区域又は区間

第3号 主たる事務所の名称及び位置

第4号 営業所の名称及び位置

第5号 業務の範囲

第6号 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要

第7号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

第8号 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

第18条（集配事業計画）

第2項 法第21条第1項第3号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第1号 貨物の集配の拠点

第2号 貨物の集配を行う地域

第3号 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

第4号 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配については貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条第1項の許可を受けている者にあっては、ハに掲げる事項を除く。）

イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ）の数

ロ 自動車車庫の位置及び収容能力

ハ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

第5号 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

第20条（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）

第1項 法第25条第1項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 変更しようとする事項（当該事項に係る貨物利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

第3号 変更を必要とする理由

第2項 前項の申請書には、前条第1項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(2) 添付書類 (法21条2項)

貨物利用運送事業法

第21条第2項 前項の申請書には事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない

貨物利用運送事業法施行規則第19条 (添付書類)

法第21条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 第1号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第2号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類 (貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。)
- 第3号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者 (当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けている者を除く) にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第4号 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第5号 法人を設立しようとするもの にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款 (会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款) 又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 財産に関する調書
 - ロ 戸籍抄本
 - ハ 履歴書
- 第7号 法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

- a. 集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との業務委託契約書の写し
- b. 貨物利用運送事業部門の組織体制の概要

(3) 欠格事由 (法第6条及び第22条)

貨物利用運送事業法

第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 第1号 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 利用運送事業の許可若しくは運送取次事業の登録の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者
- 第3号 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの
- 第4号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送 (以下「国際貨物運送」とい

う。) 又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送に係る利用運送事業を営もうとする者であって、次に掲げる者に該当するもの

- イ 日本国籍を有しない者
- ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

第22条第1項 次の各号のいずれかに該当する者は、第20条の許可を受けることができない。

- 第1号 第6条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- 第2号 第6条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- 第3号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、第6条第1項第5号イからニまでに掲げる者 (以下「外国人等」という。) に該当するもの。

なお、事業計画及び集配事業計画については、航空運送または鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業も併せて申請する場合は、運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。

第二種貨物利用運送事業事業計画及び集配事業計画変更認可申請（外航運送の追加）に係る様式例及び提出書類について

1. 貨物利用運送事業法の規定に基づき、以下の書類等を作成または添付のうえ、国土交通大臣あて提出して下さい。

申請書・届出書	添付資料等
1) 第二種貨物利用運送事業事業計画及び集配事業計画変更認可申請書	①事業計画 ②集配事業計画 ③利用する運送事業者との運送に関する契約書の写し（海上運送部分及び集配部分（集配業務委託契約書）両方の契約書が必要） ④定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ⑤過去3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書（法人をこれから設立しようとする場合等においては、株式の引受状況を記載した書類。） ※損益計算書については貨物利用運送事業法施行規則第19条第2項の規定に基づき、添付を省略することができる。 ⑥役員名簿 ⑦役員履歴書 ⑧宣誓書 ⑨営業所等、保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類 ⑩外航運送に係る貨物利用運送事業についての組織・体制に関する資料 ⑪貨物利用運送事業の用に供する施設（営業所、保管施設等）の使用権原を有することを証する書類（特定二種 ^{*1} の集配営業所以外については宣誓書、特定二種の集配営業所については登記事項証明書または賃貸借契約書の写し、当該施設の見取図・平面図） ⑫貨物の保管体制を必要とする場合には保管施設の面積、構造及び附属施設を記載した書類（施設明細書） ⑬仕向地の受取事業者との契約書の写し

*1 特定二種（特定第二種貨物利用運送事業）

貨物自動車運送事業許可を受けずに、貨物利用運送事業法に基づく許可だけで自己の集配体制により集荷を行う場合は特定二種として別途関係書類を提出し貨物利用運送事業法に基づく審査を受けることが必要となる。

	注1：特定二種の場合には、上記に加え以下の書類を提出する。 ①貨物自動車の使用権原を証する書類 ②車庫の平面図・見取図 ③休憩・睡眠施設の使用権原を証する書類及び当該施設の見取図・平面図 ④車庫前面道路に係る道路幅員証明書 ⑤事業用自動車の運行管理体制を記載した書類 注2：申請者が個人の場合には、上記④、⑤、⑥、⑦に代えて以下を提出する。 ①財産に関する調書 ②戸籍抄本 ③履歴書
2) 利用運送約款設定認可申請書	①利用運送約款（英文の約款については内容証明をした和文も併せて添付）

2. 外航運送に係る第二種貨物利用運送事業事業計画及び集配事業計画変更認可を受け、運賃・料金を設定してから30日以内に以下の書類を作成し、国土交通大臣に提出してください。

申請書・届出書	添付資料等
1) 運賃料金設定届出書	①基本運賃率表及び運賃の適用方法を記した書類

3. 申請方法

外航運送に係る第二種貨物利用運送事業事業計画及び集配事業計画変更認可申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省政策統括官付参事官（複合物流）室または、最寄りの各地方運輸局海事振興部、神戸運輸監理部海事振興部、内閣府沖縄総合事務局運輸部に申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

☆☆郵送による受付については、以下の点にご留意下さい。☆☆

- ①あて先には、外航利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書の控え及び返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

（「事業計画」の作成上の留意点）

「事業計画」とは、外航運送に係る第二種貨物利用運送事業が範囲とする「本邦内の貨物自動車による集荷活動と外航運送を利用した海上運送」のうち、海上運送部分の事業の計画を記載する資料です。

1. 利用運送機関の種類

- ・「外航海運」と記載して下さい。

2. 利用運送の区間

- ・「国内」には、使用する国内の港名を全て記載して下さい。
- ・「国外」には仕向地を記載して下さい。この場合、地域名（例……北米、欧州）でも構いません。

3. 主たる事務所の名称及び所在地

- ・外航利用運送業務を統括する事務所が本社とは別にある場合には、その統括する事務所の名称及び位置を記載して下さい。

4. 営業所の名称及び所在地

- ・外航利用運送業務を行う営業所の一覧を記載して下さい。
- ・営業所がなく、本社のみで事業を行う場合には、「本社と同じ」と記載してください。

5. 業務の範囲

- ・特段の必要のない限り、「一般事業」と記載して下さい。
- ・特に取扱品目を限定する場合には、次のように記載して下さい。
（例） 限定品目 ○○、△△

6. 貨物の保管施設の概要

- ・自社において所有又は賃貸借契約を結んでいる保管施設がある場合に記載して下さい。
- ・特にそのような施設を有しない場合、又は委託しているような場合には、記載の必要はありません。その場合には、保管施設を有していない理由を次のように記載して下さい。
（例） 貨物の保管については、○○倉庫㈱に委託

7. 利用する運送事業者の概要

- ・主に利用する実運送事業者（船会社）と貨物利用運送事業者とを区別して記載して下さい（種類欄にその旨を記載して下さい）。
- ・事業者名、種類（船会社、利用運送事業者の別）、航路（定期航路・不適航路の別）、船種（コンテナ船、RORO船等）、住所、電話番号を記載してください。
- ・他の外航運送に係る貨物利用運送事業者を利用することができます。
- ・外国事業者を利用する場合の住所・連絡先については、代理店の住所・連絡先を記載することでも構いません。その場合は、代理店であることを明記して下さい。

8. 着地の受取事業者の概要

- ・2. に記載した仕向地域別に受取事業者や提携先等を記載して下さい。
- ・受取事業者名、代表者名、住所については、英文表記でも結構です。

(「集配事業計画」の作成上の留意点)

「集配事業計画」とは、外航運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「本邦内の貨物自動車による集荷活動と外航運送を利用した海上運送」のうち、貨物自動車による集荷活動部分の事業計画を記載する資料です。

1. 貨物の集配の拠点

仕立地、仕向地とも港名を記載する。

- ①事業計画の「2. 利用運送の区域又は区間」と同様に記載してください。
- ②仕向地が海外にある場合、配達の拠点については省略することができます。

2. 貨物の集配を行う地域

「仕立地及び仕向地周辺」と記載してください。

4. 貨物の集配に係る営業所（集配営業所）の名称及び位置

外航貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧表を記載してください。

- ・仕向地が海外の場合、配達に係る営業所については省略することができます。
- ・貨物の集配に係る営業所に限って差し支えありません。
- ・備考欄には実運送事業との併用の場合、「併用」と記載してください。

5. 貨物の集配の体制

(自己の集配体制で実施する場合)

イ) ①営業所に配置する事業用自動車の数

- ・常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載する。
- ・「その他」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載する。
- ・備考欄には貨物自動車運送事業と併用する場合は、「併用」と記載する。

②営業所に配置する事業用自動車の内訳

- ・年式については、車検証の初年度登録を記載する。
- ・備考欄には貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は「併用」と記載する。

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力

- ・有蓋施設、車庫収容能力については、面積を記載する。

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の所在地(※特定二種のみ)

- ・収容能力は休憩・睡眠施設毎に記載する。

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況(※特定二種のみ)

集配事業計画に基づき、配置される集配車両数が5台以上の場合は貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者を選任する。

ホ) 仕向地

仕向地が海外にある場合、省略することができます。

5. 集配を他の者に委託する場合

イ) 仕立地における受託者の氏名又は名称及び住所並びに集配車両数

- ・備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載してください。

注：外航運送に係る貨物利用運送事業では、集配の委託をすることができる事業者は、「一般貨物自動車運送事業者（実運送事業者）」または「外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者」のみです。

ロ) 仕向地が海外にある場合、省略することができます。

(認可申請書関係添付書類の作成上の留意点)

1. 事業開始に要する資金の総額及びその調達方法 [参考1を参照して下さい]
 - ・事業開始に際し必要となる開業資金及び運転資金の額、調達する方法を記載して下さい。なお、既存法人であって、新たに資本的支出を必要としない場合は省略しても差し支えありません。
 - ・開業資金は、事業開始に必要な資本的支出の総額見込みに見合った金額を記載して下さい。運転資金は、初年度事業収支見積書の営業費用のうち外航利用運送業務に係る費用を除いた一般管理費等の2ヶ月分に相当する額を記載して下さい。
2. 利用する運送事業者との契約書の写し
 - ・海上運送部分の運送委託契約として、実運送事業者(船会社)又は利用運送事業者との契約書(利用運送契約書)の写しを添付して下さい。特に契約書の形式は問いませんが、以下のような事項を含んだものとして下さい。
 - a) 外航船舶を利用して運送する契約である。
 - b) 公序良俗に反しないものである。
 - c) 海運業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 貨物利用運送事業が円滑に行われることを担保するものである。
 - ・外航運送についての利用運送契約書の添付が困難である場合には、実運送事業者等との間で取り交わした運賃の収受に関する書類(運賃の見積書等)の添付に代えることができます。
 - ・本邦内における貨物自動車による集荷業務として他の事業者へ委託する場合には、受託事業者との集配業務委託契約書の写しを添付して下さい。なお、自己の集配体制のみにより事業を行う場合には契約書の添付は不要です。
 - ・なお、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができます。この場合、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出すること。
3. 役員履歴書 [参考4を参照して下さい]
 - ・学歴・職歴・賞罰等について記載して下さい。
4. 営業所等、保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類として、都市計画法関係法令(農地法、建築基準法等)の規定に抵触しないことを証する書類 [参考2を参照して下さい] を作成し、添付して下さい。
6. 外航運送に係る貨物利用運送事業についての組織・体制に関する資料
 - ・当該部門の責任者及び指揮命令系統が明確になる資料(組織図等)を添付して下さい。
7. 着地(仕向地)の受取事業者との委託契約書の写しを添付して下さい。
なお、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができます。この場合、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出すること。

8. 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - ・事業計画に記載している主たる事務所、営業所、保管施設、集配事業計画に記載している集配営業所について、使用権原を有することを証する書類(宣誓書) [参考6を参照して下さい] を作成し添付して下さい。
 - ・貨物の保管体制を必要とする場合については、以下の項目を記載した資料(施設明細書)を作成し、添付して下さい。なお、施設を有しないまたは委託している場合には添付の必要はありません。

(施設明細書記載事項)

- (a) 保管施設名、延床面積、構造、附属設備について記載して下さい。
- (b) RC、木造等の区分を記載し、冷蔵倉庫等特殊な保管施設についてはその旨注記して下さい。
- (c) 附属設備の欄は、火災防止設備、盗難予防設備等について記載して下さい。

9. 特定二種の場合には、上記に加えて以下の資料の添付が必要となります。
※集荷業務を他の事業者へ委託する場合には以下の資料は不要です。

(特定二種*1の場合)

- (a) 貨物自動車の使用権原を証する書類
 - ・新規購入の場合：売買契約書または売渡承諾書の写し
 - ・リースの場合：契約期間が1年以上の自動車リース契約書及び自動車車検証の写し
 - ・既存保有車両を充当する場合：自動車車検証の写し
- (b) 車庫の平面図・見取図
- (c) 集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権原を証する書類として当該施設の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し及び見取図・平面図
- (d) 車庫前面道路に係る道路幅員証明書
- (e) 事業用自動車の運行管理体制を記載した書類
 - ・運行管理者資格証の写し
 - ・運行管理者・整備管理者・運転者の就任承諾書または同意書
 - ・勤務割・乗務割
 - ・乗務員名簿及び運転免許証の写し

〈集配事業計画〉の例

集配事業計画

別紙

1. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
東京	ロングビーチ (省略も可)
大阪	

2. 貨物の集配を行う地域

仕立地及び仕向地周辺

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

営業所名	住所	所有・賃貸の別	備考
〇〇営業所	〇〇市△△町1-1	所有	併用
××営業所	××市〇〇町1-2	賃貸	併用

4. 貨物の集配の体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発港)】

イ) ①営業所に配置する事業用自動車の数

種別	事業用自動車の種類				備考	
	営業所名	小型	普通	その他		計
〇〇営業所		1	3		4	併用
××営業所		1	3		4	併用
△△営業所			5		5	併用
計		2	11		13	

②営業所に配置する事業用自動車の内訳及び運転者の人数

営業所名	種別	車名	年式	最大積載量	登録番号	運転手数	備考
〇〇営業所	普通	トヨタ	H5	2,000Kg	〇〇か1123	2	併用
	普通	日産	H7	4,000Kg	〇〇き4567	2	併用
××営業所	普通	ふそう	H9	2,000Kg	〇〇く9871	2	併用

ロ) 営業所と車庫との距離、車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力		備考
〇〇営業所	〇〇m	〇〇市〇〇町1-1	〇〇.〇m ²		
××営業所	××m	××市××町2-2		〇〇.〇m ²	

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力(※特定二種のみ記載)

営業所名	車庫所在地	車庫収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇市〇〇町1-1	〇〇.〇m ²	〇〇.〇m ²	
××営業所	××市××町2-2	〇〇.〇m ²	〇〇.〇m ²	

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況(※特定二種のみ記載)

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	国土太郎	H10.4.1	交通次郎	H11.7.1	

5. 集配を他の者に委託する場合

イ) 仕立地(発港)における受託者の氏名又は名称及び住所並びに集荷車両数並びに営業所の名称及び所在地)

仕立地	名称 代表者氏名	住所	営業所名	住所	車両数	備考
東京	〇〇運輸(株)	〇〇市〇町	〇〇営業所	〇〇市×町	20	一般貨物自動車事業許可
大阪	△△輸送(株)	××市×町	××営業所	××市〇町	20	一般貨物自動車事業許可

〈事業開始に要する資金の総額及びその調達方法〉の例

〈都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類〉の例

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

国土交通大臣
○○ ○○殿

(資金総額)

項目	金額	算出根拠
開業資金	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○
運転資金	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○
資金総額	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

(調達資金)

項目	金額	備考
自己資金	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○
借入金	○○○○○○○○○円	借入先：○○○○○○○○○○○○○
増資	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○
その他	○○○○○○○○○円	○○○○○○○○○○○○○○○

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。

〈施設明細書〉の例

※本書式は、標記のとおり例としてお示したものですので、
下記に記載されているような内容（事項）が網羅されている
ものであれば、どのような形式でも構いません。

保管施設名	延床面積	構造 ^{*1}	附属設備 ^{*2}
	m ²		
	m ²		
	m ²		

^{*1} 鉄筋コンクリート、木造等の区分を記載し、冷凍倉庫等特殊な保管施設についてはその旨を記載してください。

^{*2} 火災防止設備、盗難予防設備等について記載してください。

〈役員履歴書〉の例

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
現住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○
生年月日 ○○○○○○○○

学 歴

○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

職 歴

○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る

※必ず現職の就任年月を記載して下さい。

賞 罰

○ ○

上記のとおり相違ありません。

平成○○年○○月○○日

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ (印)

〈宣誓書〉の例

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

〈使用権原を有することを証する書類（宣誓書）〉の例

国土交通大臣
〇〇〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

3) 外航運送に係る第二種貨物利用運送事業の運賃及び料金の設定の届出

外航運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、第二種貨物利用運送事業の許可を取得した後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。運賃及び料金を新たに設定した場合、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣あてに提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考8)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省複合貨物流通課あてにご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

- ・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業許可を取得することにより、港湾運送料金を除き日本国内における貨物自動車による集貨から外航船舶による海上輸送(Door to Port)までを一貫した運賃・料金を設定することができます。
- ・運賃・料金の届出対象となる事業は、外航貨物定期航路を利用する貨物利用運送事業であり、外航貨物定期航路を利用しばら積み貨物を運送する貨物利用運送事業及び外航不定期航路を利用する貨物利用運送事業については、本届出は不要です。
- ・届出をする運賃・料金には、港湾運送事業の料金は含まれません。

②設定する運賃・料金

- ・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。
- ・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業としてDoor to Portのサービスを提供するほか、Port to Portのサービスを提供することも想定される場合には、Door to Portの運賃・料金に加え、Port to Portの運賃・料金を設定し、届出をする必要があります。

③運賃・料金の設定条件

- ・設定する運賃・料金については、当該利用運送部分(Port to Port又はDoor to Port)のみとし、港湾運送事業者に支払う費用は含まないものとします。

④運賃・料金表

- ・運賃・料金表には、集配料金、海上運賃(またはこれらを一貫した運賃・料金)、品名、LCL、FCL(20フィート、40フィートの別)、航路、日本側積出港、外国の陸揚港及びその他必要な事項を明記して下さい。
- ・上記が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。

- ・品目設定についても、個別、グループ別、包括的記述のいずれの形式でも構いません。
- ・LCL貨物については、重量等単位による基本運賃を設定し(キログラム、トン、立法メートル等)、単位を明示してください。
- ・FCL貨物については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を提示してください。
- ・当該運賃にはサーチャージ等が含まれるのかどうか、オールインの運賃であるのかどうかについて注記して下さい。
- ・なお、複数の積出港から複数の仕向地への運賃が同一である場合には、これらの包括的記載でも差し支えありません。

⑤適用方法

- ・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 - a) 当該料金が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業に適用されるものである。
 - b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
 - c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
 - e) 公序良俗に反しないものである。
- ・幅運賃については、変動する海上運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、海上運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来すことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑥附帯料金

- ・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。(例: 米国向けコンテナ貨物において、米国政府より事前提出が求められているマニフェストに係る作業料金としてAMSチャージを荷主より徴収する場合等。)

〈運賃及び料金の設定届出書〉の例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

運賃料金設定届出書

今般、運賃及び料金の設定を貨物利用運送事業等報告規則第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 設定しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種別

種別 第二種貨物利用運送事業
種類 外航海運

3. 設定する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別 紙

4. 運賃及び料金を設定した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〈運賃及び料金の設定届出書〉関係法令

報告規則 3 条（運賃及び料金の届出）

第 1 項 貨物利用運送事業者（内航運送及び貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業者を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第 2 号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類
- 第 3 号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）
- 第 4 号 設定又は変更の実施日

第 2 項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第 3 項 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 6 項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 21 条の 22 に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 21 条の 3 第 1 項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第 201 号 (H15.3.18)

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

(1) 共通事項

- ① 貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。
- ② 幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③ 運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていなければならないこととする。
- ④ 附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立

替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

(2) 内航運送

- ① 港湾運送事業者に支払う港湾運送に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 内航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
 - (ア) 航路別・品目グループ毎に(例：家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、フェリー又はロールオン・ロールオフ船等を利用する貨物利用運送事業にあつては、シャーシ単位、コンテナ単位等利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。
 - (イ) 陸上輸送の一貫として、別に利用運送契約を締結せず、旅客フェリーを利用する場合、当該運送は内航運送に係る貨物利用運送事業に該当しないため、運賃料金の届出は不要である。

(3) 外航運送

- ① 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。(シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等にあつても同様。)また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
 - (ア) 航路別品目・グループ毎に(例：家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて、重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。
 - (イ) 主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出る。主要仕向地ではない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。
 - (ウ) 運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。
 - (エ) BAF、CAF、CFSチャージ等サーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

海上運送法

- 第1項第6号 この法律において「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

海上運送法施行規則

- 第1条第1項 この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

第21条の22 (賃率表の設定適用除外)

法第19条の6(法第19条の7において準用する場合を含む。)の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、
- 6 セメント、7 肥料、8 木材、9 穀類、10 生動物、11 その他主としてばら積又は満船積を通例とする物

第21条の3第1項 (賃率表の適用除外)

法第19条の6の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、
- 6 セメント、7 肥料、8 屑ゴム、9 木材、
- 10 穀類、11 銑鉄及び鋼材、12 わら工品、13 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

4) 外航運送に係る貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請

[参考8]

外航運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする場合は、貨物利用運送事業法第26条に基づき、許可申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通省総合政策局複合貨物流通課あて提出して下さい。

1. 提出書類

①利用運送約款設定認可申請書（参考8参照）

②利用運送約款

貨物自動車運送による集貨と外航運送に係る利用運送による海上輸送を一貫した約款を自社独自で作成し使用する場合には、貨物利用運送事業法に定める規定に基づき利用運送約款を作成し、「利用運送約款認可申請書」に当該約款を添付し提出して下さい。この場合、当該約款の和訳（内容が英文と相違ない旨証明したもの）も併せて添付願います。

2. 注意事項

・外航運送及び貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業において使用することとして既に認可を受けている利用運送約款を海上部分と陸上部分を組み合わせて外航運送に係る第二種貨物利用運送事業における利用運送約款として使用したい場合には、別途国土交通省総合政策局複合貨物流通課までご相談ください。

・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業に対応した標準利用運送約款は、現在のところ定めておりません。

〈利用運送約款認可申請書〉の例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第26条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 設定しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第二種貨物利用運送事業（外航海運）

3. 利用運送約款

別添のとおり

〈利用運送約款認可申請〉関係法令

貨物利用運送事業法第8条（利用運送約款）

- 第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
 - 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
 - 第2号 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
 - 第2項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法第26条（利用運送約款）

- 第1項 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第2項 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

貨物利用運送事業法施行規則第11条（利用運送約款の認可の申請）

- 第1項 第8条1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
 - 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
 - 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
 - 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
 - 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

貨物利用運送事業法施行規則第12条（利用運送約款の記載事項）

- 第2項 法第8条1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 第1号 第一種貨物利用運送事業者である旨及び利用運送機関の種類
 - 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
 - 第3号 利用運送の引受けに関する事項
 - 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項

- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

施行規則第24条（利用運送約款の認可の申請等）

- 第1項 第11条の規定は、法第26条第1項の規定による利用運送事業約款の設定又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第11条第1号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。
- 第2項 第12条の規定は、法第26条第1項の利用運送約款の記載事項について準用する。この場合において、第12条第1号中「第一種貨物利用運送事業者である旨」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者である旨」と読み替えるものとする。

国総貨複第194号（H15.3.18）

貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について

4. 約款について

（1）認可の処理について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- ⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

（2）標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び法26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けずにこれを同一の約款を定めることができる。

国総貨複第23号（H17.4.21）

外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について

三 約款の認可の処理について

外航運送に係る第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業の約款の認可申請については、基本通達「4. 約款について」に照らして適切な処理をされたい。

なお、利用運送約款については、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業を行っている事業者については別々の約款を作ることを要せず、一つの利用運送約款で各々の事業の責任引受等について記載されていればよいものとする。

－ 認可後の留意事項について －

貨物利用運送事業法等の規定に基づき、以下の事項にご留意ください。

1. 登録免許税

海外仕向地が増加する場合は、登録免許税法第2条の規定に基づき、以下のとおり登録免許税を納付して下さい。

①税 目：登録免許税

②税 額：2万円

③納付署名：麹町税務署

(納付場所については、日本銀行、国税の徴収を行うその代理店、郵便局から納付可能です)

④納付期限：許可日以後1ヶ月以内

その他の事項を変更する場合には、登録免許税の納付は不要です。

2. 事業計画又は集配事業計画変更の認可及び届出

貨物利用運送事業法第25条の規定に基づき、以下の事項に変更のある場合は、「第二種利用運送事業の事業計画変更認可申請」または「届出」を国土交通大臣または地方運輸局長あて行ってください。

(事業計画)

①利用運送に係る運送機関の種類の変更(国土交通大臣・認可)

※ただし、異なる種別(第一種)の利用運送を行おうとする場合は別途許可となります。

②利用運送の区域又は区間の変更(国土交通大臣・認可)

③主たる事務所の名称及び位置の変更(国土交通大臣・届出)

④営業所の名称及び位置の変更(国土交通大臣・届出)

⑤業務の範囲の変更(国土交通大臣・認可)

⑥貨物の保管施設の変更(国土交通大臣・届出)

⑦利用する運送を行う実運送事業者又は利用運送事業者の変更(国土交通大臣・届出)

⑧受取事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名、営業所の名称及び位置の変更(国土交通大臣・届出)

(集配事業計画)

⑨各営業所に配置する事業用自動車の数の変更(地方運輸局長・事前届出)

⑩自動車車庫の位置及び収容能力の変更(地方運輸局長・認可)

⑪事業用自動車の運転者等の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更(地方運輸局長・認可)

⑫貨物の集配を行う地域の変更(地方運輸局長・事後届出)

⑬貨物の集配に係る営業所(地方運輸局長・認可又は事後届出)

⑭貨物の集配を他の者に委託する場合の受託事業者の変更(地方運輸局長・事後届出)

3. 貨物利用運送事業法第26条の規定に基づき、設定された利用運送約款に変更がある場合は、「第二種貨物利用運送事業の利用運送約款変更認可申請」を国土交通大臣あて行って下さい。

4. 貨物利用運送事業法第29条の規定に基づき、事業の譲渡譲受、合併及び分割を行う場合は「認可申請」を国土交通大臣あて行って下さい。

5. 貨物利用運送事業法第31条の規定に基づき、事業の休止及び廃止を行う場合は、事後30日以内に「届出」を国土交通大臣あて行って下さい。

6. 貨物利用運送事業法施行規則第49条の規定に基づき、事業者等の氏名若しくは名称、住所又は国籍、法人であって役員に変更があった場合は、その旨の「届出」を国土交通大臣あて行って下さい。

7. 貨物利用運送事業法第27条の規定に基づき、以下の事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示して下さい。

①利用運送機関の種類

②運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)

③利用運送約款

④利用運送区域又は区間

⑤業務の範囲

⑥第二種貨物利用運送事業者である旨

⑦貨物の集配の拠点

8. 貨物利用運送事業法第31条の規定に基づき、その事業を休止または廃止したときは、その日から30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出でて下さい。

9. 貨物利用運送事業法第55条の規定に基づき、以下の区分に応じて国土交通大臣もしくは地方運輸局長あてに報告書を提出して下さい。

報告対象者	提出先	報告書	提出時期
外航運送に係る貨物利用運送事業のみを営業者	国土交通大臣	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
上記以外の者 (外航運送に係る貨物利用運送事業以外の輸送モードに係る貨物利用運送事業を兼業している場合)	国土交通大臣及び地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

10. その他、ご不明な点がある場合は、以下までご連絡下さい。

国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
住 所：〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL：(代表)03-5253-8111
(内線)25-424
(直通)03-5253-8300
FAX：03-5253-1559

2008.7.1改訂